

消費税率引き上げに伴う改正事項

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いしたときに、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

消費税税率引き上げに伴う改正事項

1 最初に

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に引き上げられました。
消費税率及び地方消費税率は、次の通り 2 段階で引き上げられることとされています。

	平成 26 年 3 月 31 日以前	平成 26 年 4 月 1 日以後	平成 27 年 10 月 1 日以後
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

消費税は預り金的性格を有する税とは言われていますが、納税義務者の皆様にとっては負担が増えることと思います。

今回は、税率以外にも消費税に関する改正、新たに創設された制度についてご紹介したいと思います。

2 任意の中間申告制度の創設

直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円以下（地方消費税も含めると 60 万円以下）の事業者には、中間申告の義務はありません。しかし、消費税率の引き上げに伴う税額の増加による資金繰りを考慮し、そのような事業者も自主的に中間申告・納付することができることとされました。

中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の 1/2 です。（6 月中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行った消費税額により中間申告・納付をすることもできます）

この規定の適用を受けようとする場合には、中間申告書(年 1 回)を提出する旨を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に任意に提出しなければなりません。この届出書を提出した日以後にその末日が到来する 6 月中間申告対象期間から、任意で中間申告をすることができます。言い換えると、課税期間の開始から 6 ヶ月以内に届出書を提出しなければならないということです。

※6 月中間申告対象期間とは、その課税期間開始の日以後 6 月の期間で、年 1 回の中間申告の対象となる期間をいいます。

＜＜適用開始時期＞＞

個人事業者の場合には平成 27 年分から適用されます。

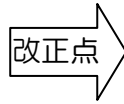
事業年度が 1 年の法人については、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間（平成 27 年 3 月末決算分）から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年 11 回
400万円超	年 3 回
48万円超	年 1 回
48万円以下	中間申告の 義務なし

《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年 11 回
400万円超	年 3 回
48万円超	年 1 回
48万円以下	任意の中間申告 (年 1 回)が可能



※金額は、地方消費税を含まない国税部分

《申告書を提出しなかった場合》

1) 中間申告義務のある事業者

中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなします。

2) 中間申告義務のない事業者

中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、任意の中間申告の適用をやる旨の届出書の提出があったものとみなされ、中間納付することができません。

※任意の中間申告・納付をするには、必ず申告書の提出が必要です。

※任意の中間申告提出後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

3 簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

～不動産業等で簡易課税制度を採用している場合には注意が必要～

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間より、消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率について、次の見直しが行われます。

- 1) 金融業及び保険業は第 5 種事業となり、みなし仕入れ率が 50% (現行 60%) となります。
- 2) **不動産業は第 6 種事業** となり、みなし仕入れ率が 40% (現行 50%) となります。

《改正前》

業 種 区 分	みなし仕入れ率
第 4 種事業 その他事業：飲食業、 <u>金融業及び保険業等</u>	60%
第 5 種事業 <u>不動産業</u> 、サービス業、運輸・通信業	50%

《改正後》

業 種 区 分	みなし仕入れ率
第 4 種事業 その他事業：飲食業等	60%
第 5 種事業 <u>金融業及び保険業等</u> 、サービス業、運輸・通信業	50%
第 6 種事業 <u>不動産業</u>	40%



4 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

資本金 1,000 万円未満の法人を設立した場合には、原則として第 1 期、第 2 期の消費税の納税義務は免除されます。

しかし、平成 26 年 4 月 1 日以後に設立され、特定新規設立法人に該当する法人については、その法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間（一般的には第 1 期、第 2 期）の消費税の納税義務が免除されないこととなりました。

・特定新規設立法人とは

その事業年度の基準期間（原則としてその事業年度の前々事業年度）がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円未満の法人のうち、次の①、②のいずれにも該当するものをいいます。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により株式等の 50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者によりその新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が 5 億円を超えていること。

つまり、基準期間相当期間の課税売上高が 5 億円を超える法人に支配されている法人を新規に設立した場合には、最初の 2 事業年度の納税義務は免除されませんので注意が必要です。

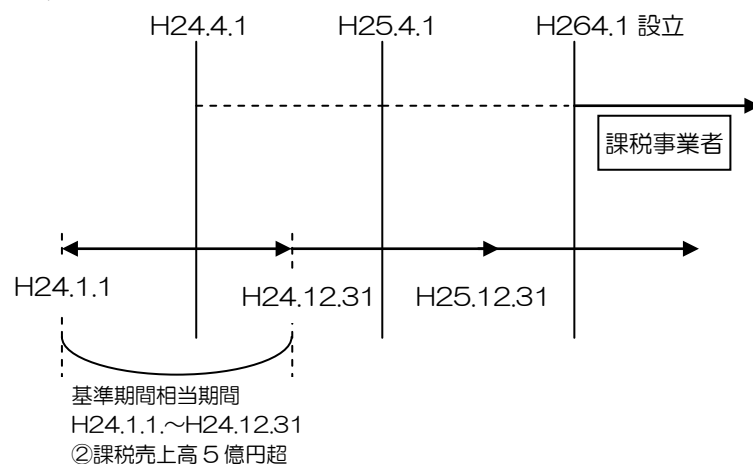
<設立 1 期目の納税義務の判定例>

新規設立法人 A
(3 月末決算法人)



①50%超出資

判定対象者 B
(12 月末決算法人)



①②の要件をともに満たすので、A は設立 1 期目から課税事業者となります

5 最後に

今回は、消費税率の引き上げと同時期の改正項目を紹介しました。

設立 1 期、2 期の納税義務の免除をうけるため新規で法人を設立する場合、資金繰りの都合上中間で納付しておきたいとお考えの場合等には、弊社の担当者にご相談下さい。